平成２１年（フ）第１００号
北海道常呂郡訓子府町東幸町389番地
債務者　前崎　和美
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第１２１０号
埼玉県北葛飾郡鷲宮町大字西大輪392番地
チサンマンション東鷲宮205号
債務者　北川　裕明
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２２８号
埼玉県上尾市向山２丁目15番地６　ハウスメイト須賀Ｂ―102
債務者　澤　　寛子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２７９号
埼玉県川口市並木１丁目18番15号　間瀬荘101号
債務者　政木　勝春
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３８０号
埼玉県川口市芝高木１丁目13番36号　ハイツグローリーＢ202号、旧住所埼玉県川口市仲町12番43号　仲町ハイム303号
債務者　西　ひかる
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３９１号
さいたま市見沼区大字小深作752番地３
債務者　高田　惠子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３９９号
埼玉県戸田市大字新曽1531番地　プラザビュースター501号室
債務者　鈴木　麻実
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４００号
埼玉県川口市大字道合96番地の８
債務者　染谷　直美
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４０５号
さいたま市桜区西堀４丁目７番１号1105
債務者　服部　直弘
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４０９号
さいたま市南区鹿手袋５丁目１番18―407号、旧住所さいたま市南区白幡３丁目10番20号301
債務者　松田　　聡
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４９４号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地４―５―304、旧住所埼玉県上尾市大字大谷本郷319番地３
債務者　北内　尊弘
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５７７号
埼玉県越谷市宮本町３丁目81番地１　ニッカサン越谷レジデンス231号
債務者　高橋千恵子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５９１号
埼玉県入間市東藤沢６丁目17番40号　プルミエール105
債務者　邊田伸太郎
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６３９号
埼玉県川越市大字下広谷1141番地８
債務者　村川　千佳
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６４５号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井866番地27、前住所埼玉県東松山市松山町三丁目５番５号レオパレスサザンクロスＡ207号室
債務者　和田　伊織
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１９３号
埼玉県熊谷市万吉2098―１　塚本ハイツ105号室、住民票上の住所埼玉県熊谷市中恩田199番地３
債務者　藤原　今子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３５９号
埼玉県熊谷市中央５丁目２番19号
債務者　鈴木　義晴
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部